

## 中小企業金融円滑化法期限到来後の取組みについて

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来します。  
当金庫では、中小企業金融円滑化法期限到来後も下記のとりの対応を行いますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客さまからの条件変更の申し出に極力対応する等、従来からの方針に変更はございません。また、引き続き他業態も含め関係金融機関と十分に連携を図って、融資条件の変更等や円滑な資金供給による支援を継続してまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関する相談や、融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。
3. 当金庫は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客さまの経営課題に応じた最善の解決策を、お客さまの立場に立って提案してまいります。

以 上